

# 令和5年度 指定管理者運営評価シート

所管課	保健総務課
-----	-------

## 1. 公の施設

公の施設の名称	西宮市応急診療所
所在地	西宮市池田町13番3号
施設概要	第1診察室（1名対応）、第2診察室（1名対応）、第3診察室（1名対応）、処置室（2名対応）、感染症第1診察室（1名対応）、感染症第2診察室（1名対応）、駐車場（17台収容、うち障害者用2台）
施設の設置目的	休日及び夜間における急病患者に対し、応急的な診療を行うため

## 2. 指定管理者

指定管理者	団体名	一般社団法人 西宮市医師会	指定期間	開始日	平成 31 年 4 月 1 日
	所在地	西宮市染殿町8番3号		終了日	令和 6 年 3 月 31 日
選定方法		非公募	評価対象年	指定期間 5 年のうち 4 年目	

## 3. 指定管理者の業務履行状況

①施設の維持・管理関係	建物・設備保守管理点検業務や警備業務、清掃業務、産業廃棄物処理業務、一般廃棄物処理業務を外部に委託している
②施設の事業・運営関係	<p>西宮市応急診療所は内科・小児科の診療を365日行った。なお令和4年度の施設利用者数は、以下の施設利用状況を示す指標のとおりである。</p> <p>&lt;受付時間&gt;                  平日・・・午後8時30分から午後11時15分まで                  土曜日・・・午後5時から午後11時15分まで                  日曜・祝日・年末年始（12/29から1/3）・・・午前9時から午後1時45分、午後5時から午後11時15分まで</p> <p>労働実態調査の結果：                  労働実態については、労働基準法等に反することなく適正に雇用されており、問題なし</p> <p>調査結果後の指示事項：                  特になし</p>
③指定管理者の提案による取組と今後の改善点など	<p>当初及び指定期間中の提案：                  インフルエンザ等の流行期には患者の待機場所が不足しており、待合室の拡張が必要である。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、待合室で患者が滞留することを防ぐため、診察は予約制とする。</p> <p>取組結果：                  令和3年度に増設した診察室を活用し、令和4年6月26日から新型コロナウイルス感染症の検査を一部診察時間帯で開始した。                  また、令和3年度に開始した予約制を、令和4年度も引き続き実施した。</p> <p>今後の改善点：                  引き続き診療所内での感染防止対策を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の検査体制の拡充に努める。</p>

施設利用状況(量)を示す指標名	単位	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(実績)	R5年度(計画)
① 受診者数	人	15,957	4,075	4,658	4,749	-
② (診療科目別内訳) 内科	人	7,718	2,466	2,284	2,219	-
③ 小児科	人	8,239	1,609	2,374	2,530	-
④ (休・平日別内訳) 休日(日・祝等)	人	11,132	2,568	2,981	3,164	-
⑤ 平日	人	4,825	1,507	1,677	1,585	-
⑥ 2次救急施設への転送患者数	人	397	391	617	205	-

4. 利用者アンケート等の結果

①利用者アンケート等の実施日・手法	待合室等に意見箱を設置し、自由記載で意見を記入してもらう。
②利用者アンケート等の結果	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染対策を講じる必要があるため一時的に意見箱を撤去している。そのため現在はアンケートを実施していない。
③結果からの改善点など	感染状況が落ち着いた際には、意見箱の再設置及び代替の方法を検討する必要がある。

5. 指定管理者の安定性や継続性の評価

①評価結果	一般社団法人西宮市医師会が運営しており、財務体質について課題となるような事象はない。応急診療所への出務医師は、一般社団法人西宮市医師会所属の医師が輪番で出務しており、安定的かつ継続的に人員配置が行われている。また、看護師・事務員のスタッフについても一般社団法人西宮市医師会が、患者数に対して適切に人員配置することで、医療サービスの低下や事業の継続性が損なわれないよう努めている。
②評価結果を受けての指示事項	一般社団法人西宮市医師会に対して、今後も安定的・継続的に医療従事者等の適切な人員配置を行うよう指示・要請した。

6. 指定管理料及びその内訳(指定管理者の収入)

(単位：千円)

区分	R1年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(年度協定額)
指定管理料	132,934	134,727	137,699	128,063	134,100
うち修繕料	(217)	(1,771)	(434)	(1,010)	(200)
うち備品費	(168)	(650)	(1,094)	(403)	(150)
補足説明	季節性インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う看護師等の出務増による人件費の増加の為、令和元年度から3年度までの年度協定額に不足が生じ、追加で指定管理料を支払った。				

7. 使用料等の収納状況(市の収入)

(単位：千円)

区分	R1年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(予算)
使用料	155,716	43,248	55,882	73,195	98,735
光熱水費等使用者負担金収入	0	0	0	0	0
その他の収入(手数料)	92	32	22	12	48
合計	155,808	43,280	55,904	73,207	98,783
補足説明	財源の受益者負担使用料は、診療報酬(医薬材料費を含む)等である。				

8. 市による指定管理者の評価

①モニタリングの結果と総合評価	事業内容については、適正に運営されている。
②指摘事項	利用者にとって、より利用しやすい施設にするため、引き続き職員の接遇向上に努めるよう指示した。